



市 章

大津市公報

平 成 25 年 6 月 28 日
号 外 (第 48 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

78	大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	1
79	大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則.....	1
80	大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
81	大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則.....	3
82	大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則.....	3
83	大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則.....	3
84	大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	4
85	大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則.....	4

規 則

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第78号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

大津市協働推進計画に関すること。

第3条第4号を削る。

第4条第1項第5号を削り、同条第6項及び第7項を削る。

第5条第1項中「、推進員及びワーキングメンバー」を「及び推進員」に改め、同条第5項を削る。

第6条中「、推進員会議及び2つのワーキングチーム」を「及び推進員会議」に改める。

第9条を次のように改める。

（ワーキングチーム）

第9条 本部長は、専門の事項を審議させるため必要があるときは、本部にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、ワーキングメンバーで構成する。
- 3 ワーキングメンバーは、職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。この場合において、ワーキングメンバーの一部については、公募に応募した職員及び推進員（ワーキングチームの業務に従事することを希望する者に限る。）のうちから任命し、又は委嘱するものとする。
- 4 ワーキングメンバーの任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 ワーキングメンバーは、本部長が指揮監督する。
- 6 ワーキングメンバーは、本部員及び推進員を補佐し、所掌事務を処理する。
- 7 ワーキングチームにチームリーダーを置き、ワーキングメンバーの互選によって定める。
- 8 ワーキングチームは、チームリーダーが招集する。

附 則

この規則は、平成25年6月29日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第79号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則 (平成21年規則第78号) の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「第314条の 7」を「第314条の 2 第 1 項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第 4 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 2 第 1 項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の 7」に、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改め、同表備考第 3 項第 2 号中「から第 3 項まで」を「第 2 項及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に、「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表備考第 3 項第 2 号の改正規定 (「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分を除く。) 平成26年 1 月 1 日

別表備考第 3 項第 2 号の改正規定 (「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分に限る。) 平成26年 4 月 1 日

別表備考第 2 項の改正規定 (「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める部分に限る。) 平成27年 1 月 1 日

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の養育医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の養育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月 28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第80号

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則 (平成12年規則第12号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考及び別表第 2 備考中「同法第314条の 7」を「同法第314条の 2 第 1 項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第 4 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 2 第 1 項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の 7」に、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に、「及び第 3 項」を「及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に、「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める。

別表第 3 備考第 1 項中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改め、同表備考第 2 項第 2 号中「及び第 3 項」を「及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に、「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第 1 備考及び別表第 2 備考の改正規定 (「及び第 3 項」を「及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に改める部分に限る。) 並びに別表第 3 備考第 2 項第 2 号の改正規定 (「及び第 3 項」を「及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に改める部分に限る。) 平成26年 1 月 1 日

別表第 1 備考及び別表第 2 備考の改正規定 (「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分に限る。) 並びに別表第 3 備考第 2 項第 2 号の改正規定 (「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分に限る。) 平成26年 4 月 1 日

別表第 1 備考及び別表第 2 備考の改正規定 (「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める部分に限る。) 並びに別表第 3 備考第 1 項の改正規定 平成27年 1 月 1 日

- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成25年 7 月分以後の負担金について適用し、同年 6 月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第81号

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 2 項中「第314条の 7」を「第314条の 2 第 1 項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 2 第 1 項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の 7」に、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改め、同表備考第 3 項第 2 号中「から第 3 項まで」を「、第 2 項及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に、「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める。

附 則

1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第 1 備考第 3 項第 2 号の改正規定（「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分を除く。） 平成26年 1 月 1 日

別表第 1 備考第 3 項第 2 号の改正規定（「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分に限る。） 平成26年 4 月 1 日

別表第 1 備考第 2 項の改正規定（「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める部分に限る。） 平成27年 1 月 1 日

2 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の療育の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の療育の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第82号

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市障害者福祉負担金徴収等規則（平成18年規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考、別表第 2 備考及び別表第 4 備考中「から第 3 項まで」を「、第 2 項及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に、「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に、「同法第314条の 7」を「同法第314条の 2 第 1 項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 2 第 1 項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の 7」に、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第 1 備考、別表第 2 備考及び別表第 4 備考の改正規定（「から第 3 項まで」を「、第 2 項及び第 6 項」に、「第 4 項及び第 5 項」を「第 5 項及び第 6 項」に改める部分に限る。） 平成26年 1 月 1 日

別表第 1 備考、別表第 2 備考及び別表第 4 備考の改正規定（「第41条の19の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第 41 条の19の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 2 項並びに」を「第 3 項並びに」に改める部分に限る。） 平成 26年 4 月 1 日

別表第 1 備考、別表第 2 備考及び別表第 4 備考の改正規定（「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める部分に限る。） 平成27年 1 月 1 日

2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、平成25年 7 月分以後の負担金について適用し、同年 6 月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第83号

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉負担金徴収規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項中「第314条の7」を「第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の7」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考第2項第2号中「から第3項まで」を「第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第2項並びに」を「第3項並びに」に改め、同項第3号中「租税特別措置法の一部を改正する法律」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第2備考第2項第3号の改正規定 公布の日

別表第2備考第2項第2号の改正規定（「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第2項並びに」を「第3項並びに」に改める部分を除く。） 平成26年1月1日

別表第2備考第2項第2号の改正規定（「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第2項並びに」を「第3項並びに」に改める部分に限る。） 平成26年4月1日

別表第2備考第1項の改正規定（「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改める部分に限る。） 平成27年1月1日

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成25年7月分以後の負担金について適用し、同年6月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第84号

大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例施行規則（平成16年規則第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則

第1条中「大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例」を「大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例」に、「第6条」を「第5条」に改める。

第5条から第18条までを削る。

別記様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月7日から施行する。
- 2 大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年条例第25号）附則第3項の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例施行規則第8条から第10条まで、第13条、第14条（第4号を除く。）から第17条まで、第18条第3項及び別記様式の規定は、なおその効力を有する。

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第85号

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則(昭和48年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 第 1 号 中「園児が」を「保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、若しくは通園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学の始期に達するまでの児童(以下「就学前児童」という。)が」に、「最年長の園児を除き、」を「就学前児童(最年長者を除く。)のうち、最年長者である園児にあつては」に改め、「減額」の次に「し、最年長者でない園児にあつては保育料を免除」を加える。

様式第 3 号 中「兄弟姉妹が大津市立幼稚園に在園している」を「保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通所、若しくは通園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学の始期に達するまでの児童(以下「就学前児童」という。)が同一世帯に 2 人以上いる」に、

「

同時在園児氏名	(フリガナ)	(男・女)	を
---------	--------	-------	---

」

「

同一世帯に属する就学前児童のうち、最年長者の氏名等	通所等している施設名	(フリガナ) 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日	
	同一世帯に属する就学前児童のうち、次年長者の氏名等(次年長者が減額対象園児の場合は記入不要)		
添付書類	同一世帯に属する就学前児童のうち、最年長者及び次年長者の通所等を証する書面又は受給者証の写し(大津市立幼稚園に就園している場合を除く。)		

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条 第 1 項 第 1 号の規定は、平成25年度以後の分として徴収すべき保育料等の減免について適用し、平成24年度までの年度の分として徴収する保育料等の減免については、なお従前の例による。